

**【登録制度の内容】**

◆登録にかかわる主な内容は次のとおり。

- ① 都道府県知事の登録制度である。
- ② 登録できるための条件として、一定の人的要件と物的要件及びその他要件の登録基準を満たすことが必要である。
- ③ 登録の有効期限は6年である。

**【人的要件としての従事者研修】**

1号及び8号登録に必要な人的要件の一つである清掃業の従事者の研修については、従事者研修の指定団体である(社)全国ビルメンテナンス協会が各企業の従事者研修指導者に対して講習を行い、その講習を終了した者がそれぞれの登録事業所の作業従事者に対して研修を行う方式をとっている。

又、当協会ではこれと平行して年数回、教育情報委員会による集合教育を実施している。

1号	建築物清掃業	2号	建築物空気環境測定業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	4号	建築物飲料水水質検査業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	6号	建築物排水管清掃業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	8号	建築物環境衛生総合管理業

**1.登録の対象となる業種と業務の内容**

業 種	業 務 の 内 容
建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)
建築物空気環境測定業	建築物における空気環境(浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度等)の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、水質基準表に掲げる方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水層、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもを併せて行う事業

**2.登録の申請**

次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所(法人にあっては、代表者の氏名及び住所)
- (2) 営業所の名称、所在地、責任者の氏名
- (3) 登録を受けようとする事業の区分

### 3.登録申請に必要な書類

<p>建築物清掃業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃作業に用いる機械器具の概要を記載した書面</li> <li>・ 清掃作業監督者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 作業従事者研修の実施状況を記載した書面</li> <li>・ 清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具等の維持管理の方法を記載した書面</li> </ul>
<p>建築物空気環境測定業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気環境測定に用いる機械器具の概要を記載した書面</li> <li>・ 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具等の維持管理の方法を記載した書面</li> </ul>
<p>建築物空気調和用ダクト清掃業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気調和用ダクト清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面</li> <li>・ ダクト清掃作業監督者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 作業従事者研修の実施状況を記載した書面</li> <li>・ ダクト清掃作業及びダクト清掃作業に用いる機械器具等の維持管理の方法を記載した書面</li> </ul>
<p>建築物飲料水水質検査業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面</li> <li>・ 水質検査実施者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面</li> <li>・ 水質検査及び水質検査に用いる機械器具等の維持管理の方法を記載した書面</li> </ul>
<p>建築物飲料水貯水槽清掃業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貯水槽の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面</li> <li>・ 貯水槽清掃作業監督者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 機械器具の保管庫の設置場所、構造及び保管状態を明らかにする図面</li> <li>・ 作業従事者研修の実施状況を記載した書面</li> <li>・ 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具等の維持管理の方法を記載した書面</li> </ul>
<p>建築物排水管清掃業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水管の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面</li> <li>・ 排水管清掃作業監督者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 機械器具の保管庫の設置場所、構造及び保管状態を明らかにする図面</li> <li>・ 作業従事者研修の実施状況を記載した書面</li> <li>・ 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具等の維持管理の方法を記載した書面</li> </ul>
<p>建築物ねずみ昆虫等防除業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の概要を記載した書面</li> <li>・ 防除作業監督者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 機械器具及び薬剤の保管庫の設置場所、構造並びに保管状態を明らかにする図面</li> <li>・ 作業従事者研修の実施状況を記載した書面</li> <li>・ ねずみ等の防除作業及び防除作業に用いる機械器具等の維持管理の方法を記載した書面</li> </ul>
<p>建築物環境衛生総合管理業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理、飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面</li> <li>・ 統括管理者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 清掃作業監督者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 空調給排水管理監督者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面及び資格を証する書類</li> <li>・ 清掃作業従事者及び空調給排水管理従事者研修の実施状況を記載した書面</li> <li>・ 空気環境の調整、給水及び排水の管理、飲料水の水質検査従事者研修の実施状況を記載した書面</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理、飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具等の維持管理方法を記載した書面</li></ul> |
|--|---|

#### 4.登録の変更届

登録した事業を廃止したとき又は次の事項に変更があったときは、その日から30日以内に知事に届出なければならない。

なお、(3)及び(4)に変更があったときは、変更後においても登録基準に適合することを証する書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所(法人にあっては、その代表者の氏名)
- (2) 営業所の名称、所在地及び責任者の氏名
- (3) 事業用の主要な機械器具その他の設備
- (4) 監督者等を記載した書面並びに作業方法及び業務用機械器具等の維持管理の方法を記載した書面